

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○指定医療型障害児入所施設

人員基準	病院として必要とされる従業者	・ 医療法に規定する必要数			
	児童指導員又は保育士	・ 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数 ①主として自閉症児を入所させる施設：おおむね障害児の数を 6.7 で除して得た数以上 ②主として肢体不自由児を入所させる施設：おおむね障害児である乳幼児の数を 10 で除して得た数及び障害児である少年の数を 20 で除して得た数の合計数以上 ・ 児童指導員、保育士 それぞれ 1 人以上			
	心理指導を担当する職員	・ 1 人以上 ・ 主として重症心身障害児を入所させる施設に限る			
	理学療法士又は作業療法士	・ 1 人以上 ・ 主として肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる施設に限る			
	児童発達支援管理責任者	・ 1 人以上			
	職業指導員	・ 職業指導を行う場合に置く ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設に限る			
設備基準	病院として必要とされる設備	・ 医療法に規定する必要とされる設備			
	訓練室及び浴室				
	主として入所させる児童の区分に応じて、以下の設備				
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>自閉症児</td> <td>・ 静養室</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児</td> <td>・ 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を制作する設備（又は他の適当な設備）並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ・ 階段の傾斜は緩やかに</td> </tr> </tbody> </table>	自閉症児	・ 静養室	肢体不自由児
自閉症児	・ 静養室				
肢体不自由児	・ 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を制作する設備（又は他の適当な設備）並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ・ 階段の傾斜は緩やかに				